④企業年金等の掛金額変更によるiDeCo掛金自動調整のお知らせ

- 企業年金等の掛金額が増加し、iDeCoと企業年金等の合算の掛金拠出限度額を超過した場合に、加入者へiDeCoの掛金が自動調整（＝減額）される旨を通知します。
- iDeCoや企業年金等での届出など特段の対応は不要です。

（イメージ）

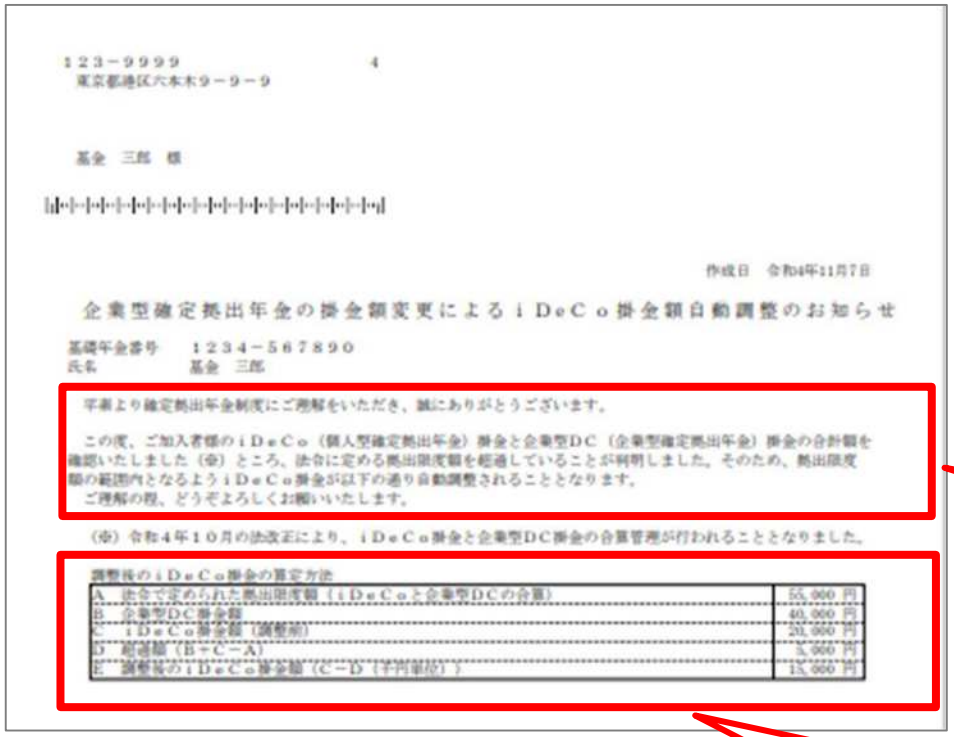

１２３－９９９９　　４
東京都港区六本木９－９－９

基金　三郎　様

作成日　令和4年11月7日

企業型確定拠出年金の掛金額変更によるｉＤｅＣｏ掛金額自動調整のお知らせ

基礎年金番号　１２３４－５６７８９０
氏名　基金　三郎

平素より確定拠出年金制度にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度、ご加入者様のｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）掛金と企業型ＤＣ（企業型確定拠出年金）掛金の合計額を確認いたしました（※）ところ、法令に定める拠出限度額を超過していることが判明しました。そのため、拠出限度額の範囲内となるようｉＤｅＣｏ掛金が以下の通り自動調整されることとなります。
ご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。

（※）令和４年１０月の法改正により、ｉＤｅＣｏ掛金と企業型ＤＣ掛金の合算管理が行われることとなりました。

調整後のｉＤｅＣｏ掛金の算定方法

A　法令で定められた拠出限度額（ｉＤｅＣｏと企業型ＤＣの合算）	55,000 円
B　企業型ＤＣ掛金額	40,000 円
C　ｉＤｅＣｏ掛金額（調整前）	20,000 円
D　超過額（B＋C－A）	5,000 円
E　調整後のｉＤｅＣｏ掛金額（C－D（千円単位））	15,000 円

掛金が減額される理由

調整後のiDeCo掛金の算定に関する説明

ご確認事項

- 今後のiDeCoの掛金額

必要な手続き

なし